

国民健康保険

市の国民健康保険(国保)に加入している皆さんに、令和7年度の国民健康保険税納税通知書、資格確認書や資格情報のお知らせを発送します。

7.10
[木]

納税通知書発送

「国民健康保険税」の納付をお忘れなく！

国保税の納付方法と納期限

- ① **口座振替**：申し込みにより、取扱金融機関の指定口座から自動引き落とし
- ② **窓口納付**：市役所や取扱金融機関、コンビニエンスストアに納付書を持参して納付
- ③ **キャッシュレス納付**：「地方税お支払いサイト」を利用したクレジットカードによる納付やスマートフォン決済アプリを利用した納付
- ④ **特別徴収**：対象年金から天引き

表 令和7年度の納期限

納期	期限	納期	期限
第1期	7月31日(木)	第5期	12月1日(月)
第2期	9月1日(月)	第6期	12月25日(木)
第3期	9月30日(火)	第7期	来年2月2日(月)
第4期	10月31日(金)	第8期	来年3月2日(月)

雇用保険受給者の軽減

雇用保険の特定受給資格者*と特定理由離職者*は、申請により国保税が軽減される場合があります。
※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の裏面にある離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人

- 申請に必要なもの**
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - 雇用保険受給資格者証が雇用保険受給資格通知

申請窓口

- 健康保険課受付賦課係 ● 都南総合支所税務福祉係
- 玉山総合事務所住民福祉課 ● 青山支所

令和7年度の主な改正点

- 最高年税額を106万円から109万円に引き上げ
- 低所得世帯に適用される税額の軽減措置の適用範囲が拡大※申請不要

納付困難な場合は、早めに相談を

国保税を滞納すると、納期限から20日以内に督促状を送ります(送付に必要な手数料も納税者の負担となります)。また、延滞金が増加されるほか、財産の差し押さえ、搜索などの滞納処分が執行されます。
やむを得ない事情により納期限までに納付することが難しい場合は、国保税の減免や納付計画について相談してください。



7.23
[水]

資格確認書または資格情報のお知らせの発送

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発送します

資格確認書または資格情報のお知らせが届いたら、記載内容が正しいか必ず確認しましょう。70歳から74歳までの被保険者の資格確認書や資格情報のお知らせには、2割または3割という負担割合が記載されています。なお、社会保険など他の健康保険に加入しているのに資格確認書や資格情報のお知らせが届いた人で、国保から抜ける手続きが済んでいない場合は、お早めに手続きをお願いします。

資格情報のお知らせは、70歳以上と一部の人のみ有効期限の記載があります。詳しくはお問い合わせください。

※マイナ保険証をお持ちの人で、介助などの理由で資格確認書が必要な場合は、申請により資格確認書の発行ができます

▼資格確認書

手続 氏名	有効期限 令和 8年 7月31日 発効期日 令和 7年 8月 1日
記号	番号 7000-17362 (校番) 01
氏名	名 国保 太郎
生年月日	昭和30年 4月 2日
性別	男
適用開始年月日	令和 7年 8月 1日
交付年月日	令和 7年 8月 1日
世帯主氏名	国保 太郎
住所	岩手県盛岡市内丸1 2番2号
保険者番号	030015
交付者	盛岡市

今回お送りする資格確認書は**桃色**です。



- チェック**
- ☐ 加入者の氏名
 - 以下は資格確認書のみ記載
 - ☐ 生年月日
 - ☐ 世帯主氏名
 - ☐ 住所

▶資格情報のお知らせ

世帯主氏名	国保 太郎
生年月日	昭和30年 4月 2日
性別	男
住所	岩手県盛岡市内丸1 2番2号
保険者番号	030015
交付者	盛岡市

〔医療費の払い戻し・免除になるとき〕

一部負担金の減免など

申請により、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。

【対象】

災害や事業の休・廃止により収入が激減し、収入や預金が生活保護基準より少ない人

※条件に当てはまらない場合でも、一部負担金助成制度が適用になる場合がありますので、ご相談ください

医療費の払い戻し

医療費の自己負担額は、年齢や世帯所得に応じて1カ月当たりの限度額が決まっています。医療機関への支払いが限度額を超えた場合は、申請により払い戻しを受けることができます。

申請に必要なもの

- ① マイナ保険証または資格確認書
- ② 領収証
- ③ 銀行の口座番号
- ④ 世帯主の印鑑

医療費が高額になりそうとき(限度額認定証の発行について)

■医療機関の窓口で限度額認定証を提示すると

- ・ 同じ医療機関で1カ月の間に支払う額が、自己負担限度額までに抑えられます
- ・ 入院時の食事代が減額される場合があります

■限度額認定証の申請

発行を希望する場合は、医療機関への支払いの前に市の窓口へ申請してください。申請には顔写真付き本人確認書類が必要です。また、有効期日は申請した月の1日になります。認定証には有効期限があり、更新する場合は、有効期限後に再度申請が必要です。

※住民税非課税世帯の人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します
※別世帯の人が来庁する場合は世帯主の印鑑も必要です

【申請窓口】

- ・ 健康保険課給付係
- ・ 都南総合支所 税務福祉係
- ・ 玉山総合事務所 住民福祉課 国保福祉係

■限度額認定証の申請が必要ない人

マイナ保険証をお持ちの人または、70歳から74歳まで、次のいずれかに当てはまる人は認定証の申請は必要ありません。

- ・ 負担割合が3割で、自己負担区分が「現役並み所得者Ⅲ(住民税課税所得が690万円以上)」の人
- ・ 負担割合が2割で住民税課税世帯「自己負担区分が一般(住民税課税所得が145万円未満)」の人



後期高齢者医療制度

【問】健康保険課高齢者医療係
☎613-8439

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)から加入する健康保険です

7月中にお届けする大切な書類について

7.11[金] 保険料額決定通知書を発送します

保険料は令和6年中の所得を基に計算しています。計算方法や年間保険料額などについては、通知書でご確認ください。【広報 I D】1003619

保険料の納付方法

年金天引き(特別徴収)

後期高齢者医療制度では原則年金天引きで保険料を納めます。4・6・8月分の保険料は、前年所得が確定していないため、仮算定した保険料を年金から天引きします。前年所得の確定後、確定した額を10・12・翌年2月に分けて天引きします。納付方法を年金天引きから口座振替へ変更することもできます。

納付書払い(普通徴収)

次のいずれかに該当する人は、保険料を指定金融機関などの窓口で納付します。

- ① 年金が年額18万円未満
- ② 年度の途中で盛岡市へ転入した
- ③ 年度の途中で後期高齢者医療制度へ加入した など

便利な

口座振替のご利用を

納付をうっかり忘れてしまわないため、口座振替の利用がお勧めです。保険料額決定通知書、通帳、通帳届出印を持参し、金融機関の窓口でお申し込みください。

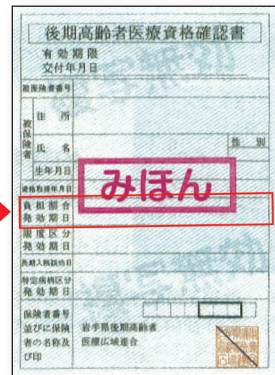


※納付書払い、口座振替の納期限は4ページの「表 令和7年度の納期限」と同じです

7.18[金] 新しい資格確認書を発送します

8月から使える後期高齢者医療資格確認書を7月18日(金)に発送します。有効期限は来年7月31日です。医療機関には資格確認書またはマイナ保険証を使用して受診してください。【広報 I D】1003618

自己負担割合はこの枠内に記載されています。

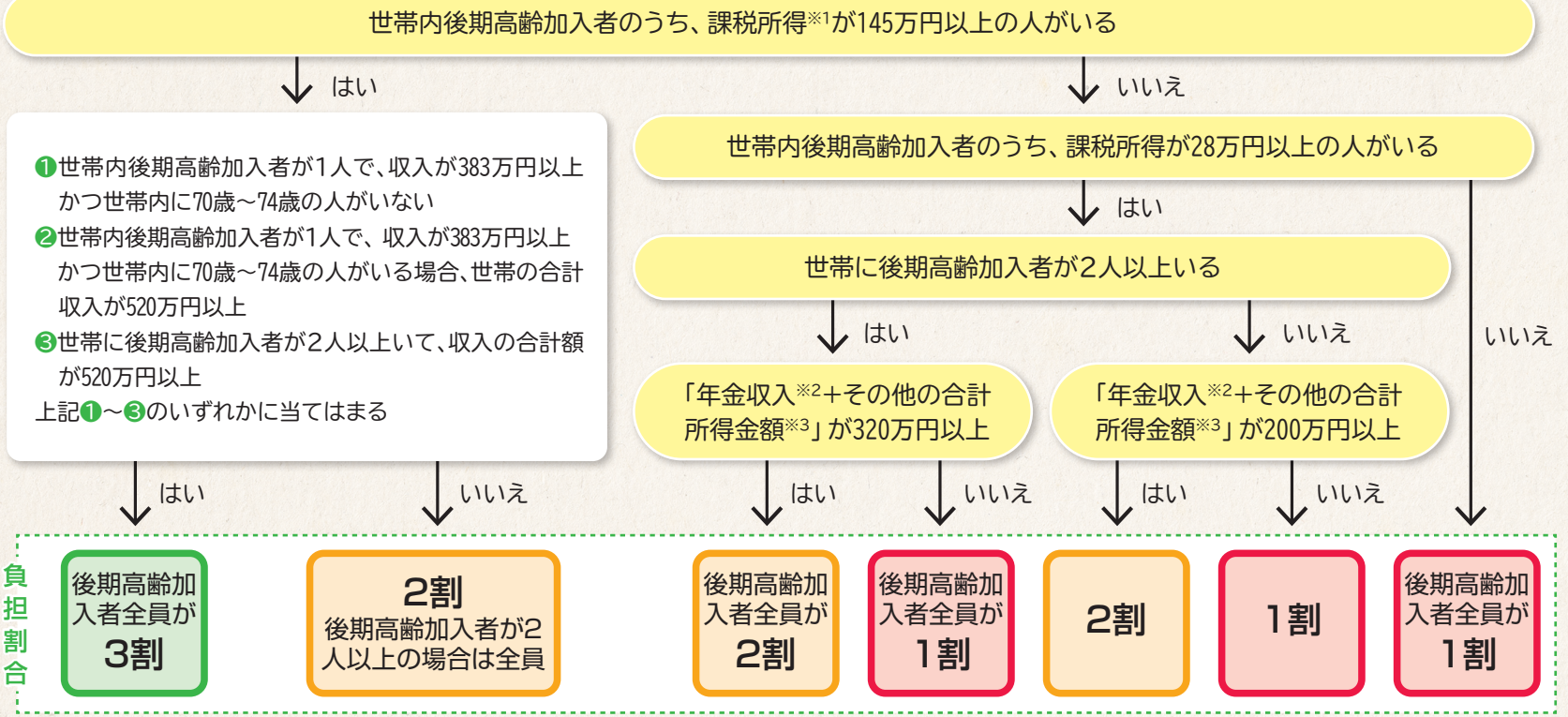


限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証は発行されません

令和6年度中に限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証の交付を受けていた人は、資格確認書に限度区分が記載されています。

一度も交付を受けていない人は、申請により、限度区分を記載できます。

医療費の自己負担割合は図のように判定されます。



後期高齢者医療歯科健診

費用は無料

受診の対象となる人には、5月にご案内を送付しています。

対象

昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれで、後期高齢者医療制度の加入者

実施期間

12月28日(日)まで

※受診できる歯科医療機関の一覧は「歯科健診(口の健診)のご案内」に同封しています

受診時の持ち物

後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)またはマイナ保険証

5月に送付した「歯科健診(口の健診)のご案内」

※1 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません

※3 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額